



### 全国安全週間準備期間です！

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次3年目となる本年においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、7月1日から「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。安全週間の要綱に則り、事業場内の安全対策に関して点検を行ってください。



中央労働災害防止協会  
令和7年度全国安全週間



### 令和7年度労働保険の年度更新期間について

本年度は、6月2日から7月10日が期間となっています。

労働保険は、労働者を1名でも雇用した場合、必ず加入・保険料を納付する必要がある強制保険です。

年度更新申告書は5月末頃に送付されております。毎年、この年度更新期間は窓口の混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

なお、電子申請は時間帯を問わず、いつでも可能ですので、この機会に、是非ご利用ください。

※年度更新期間終了後も、必要に応じて、長野労働局労働保険徴収室・労働基準監督署・公共職業安定所の職員、または厚生労働省から委託を受けた民間業者から、お問い合わせすることがございます。あらかじめご了承ください。



### 年次有給休暇の取得促進について

年次有給休暇は、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的としており、原則として労働者が請求する時季に与えることとされています。労働者が請求する時季に与えることが、事業の正常な運営を妨げる場合（同一期間に多数の労働者が休暇を希望したため、その全員に休暇を付与し難い場合等）には、使用者側に時季変更権（＝休暇取得時季をずらすこと）が認められますが、それ以外の場合には労働者が請求する時季に与える必要があります。

よく「『忙しいから取らせない』と言われた」「請求したが『認めない』と言われた」といった相談がありますが、単に忙しいという理由では時季変更権の行使はできず、また労働者からの申請を拒否することも認められません。

このことから、年次有給休暇の付与について、普段から意識して、労働者と話し合っていたいただき、請求があった際は、付与し、トラブルがないようにお願いします。

また、年間5日の取得についても、対象労働者が確実に取得するように管理をお願いします。

### 6月は「外国人雇用啓発月間」です

外国人を雇用している事業主の皆様、守るべき雇用ルールのチェックをお願いします。

- ① 国籍で差別しない公平な採用選考を行っているか？
- ② 労働法令を守り、労働・社会保険に入っているか？
- ③ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮しているか？
- ④ 安易な解雇はしていないか？
- ⑤ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ外国人雇用状況届出を出しているか？

#### 【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 雇用指導官  
Tel : 0267-62-8609 (部門コード33#)



【編集後記】6月=水無月≡「水「の有る」月」という意味だそうです。だが「降雨が一番少ない県」で検索すると、長野県（の、東信地域）でした。でも傘は携帯・持参～忘れずヨシ！（第39号：令和7年6月発行）